

千葉市立青葉病院救急部運営委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院の救急診療業務に関する課題及び対策を協議するため、青葉病院救急部運営委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔組織〕

第2条 委員会の組織は、診療局長、救急科、呼吸器内科、整形外科の医師、救急外来看護師長、事務局医事室により構成する。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ救急科統括部長、呼吸器内科統括部長とする。

〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、医事室において総理する。

〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この規程は、平成15年5月1日より施行する。

付則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成22年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

付則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。